

療養病棟入院基本料における「中心静脈注射用カテーテルに係る院内感染対策のための指針」の施設基準に係る届出書添付書類

「中心静脈注射用カテーテルに係る院内感染対策のための指針」を定めている場合は、□に、「✓」を記入のこと

- 中心静脈注射用カテーテルに係る院内感染対策のための指針を保険医療機関として定めている。

[記載上の注意]

当該指針に関する資料の添付は不要である。